

Q4. 「知能検査」や「発達検査」で何がわかるのですか？

A. 日常生活の観察から得られる情報と、検査からみた認知特性とを照らし合わせると、児童の能力の強い部分と弱い部分がわかります。

【WISC-III知能検査結果】

	下位検査評価点												
	言語性検査						動作性検査						
	知識	類似	算数	単語	理解	数唱	完成	符号	配列	積木	組合	記号	迷路
	9	14	9	14	13	6	15	7	11	14	13	5	14
19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
17	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

【ポイント】

説明を覚えられなかったり、黒板を写しにくかったり、作業をしたりすることが苦手なのは、「数唱」「符号」「記号」の各検査の評価点の低さからも伺えます。つまり、聴覚の短期記憶や集中して見比べながら作業することに弱さがあり、それが原因で気持ちが安定せず、友達とのトラブルになるということがあるのかもしれない。検査結果は、子どもを多面的にみるための一つの資料にしましょう。

【ステップ up!】

そのほか、K-ABC心理・教育アセスメントバッテリー、絵画語い発達検査、新版S-M社会生活能力検査、グッドイナフ人物画知能検査などがあります。複数の検査を組み合わせ、アセスメントしましょう。

Q6. 意欲をもたせるための工夫は？

- A. 「生活がんばり表」を作ってみましょう。学校でのめあてと、家庭でのめあてを保護者や児童と共に考えましょう。学校でのがんばりは保護者に認めてもらえる、また家庭でのがんばりは次の日に担任に認めてもらえることが、励みになります。

生活がんばりひょう
◎ ○ △

月/日	がんばってほめられた回数 ◎3回以上 ○2回 △1回	休み時間にトイレに行く	れんらくちょうはきゆうしよくの前に	イお母さんのサイン	で1つべんきょう	30分ぐらいでたべる	先生のサイン
10/10	◎	○	△		○	△	●
10/11	○	○	△		◎	△	●
10/12	○	◎	◎		◎	△	●
10/13	○	◎	◎		あそびに行きました	△	●
10/17	○	◎	◎		○	△	●
10/18	△	○	◎		○	△	●
10/19	○	○	△				
/							
/							
/							

「生活がんばり表」



【ポイント】

がんばったことを、目で見て確かめることができるのが「生活がんばり表」のよいところです。

ちょっと上を目指した目標で、達成感が味わえる表にすることが大切です。

【ステップ up!】

保護者と学校とが課題を共有することが大切です。

生活面の課題だけではなく、学習面でも同じようなものを作成すると、本人や保護者と学校が連携した評価表になります。

Q7. 連絡帳を書きやすくするには？

- A. 予め時間割を書いておきます。予想できる持ち物も記入しておきます。変更のある部分のみ赤鉛筆で書きます。

☆持ち物などを書けるスペース

☆時間割の変更は手書きで書き込みます。

行事	月 (4)	火 (5)	水 (6)	木 (7)	金 (8)	その他
1	国	理	予行	音	算 国	
	-----			リコーダー		
2	社	書	理	算	算	

3	図	体	国	社	家	
	紙パック	体操服			裁縫セット	
4	算	国	社 予行	体	家	
	-----		体そう服	体操服	裁縫セット	
5	体	道	社 予行	国	クラブ	
	体操服		体そう服			
6	学	体		理	クラブ	
	-----	体操服				
宿題	漢ド 28P 計ド 32P					

【ポイント】

字を書くのが苦手で、連絡帳がなかなか書き終わらない児童がいます。連絡帳の内容をそのままコピーして渡す方法や、変更部分だけ書くようにする、変更と持ち物だけは自分で書くなど、その子に応じて支援の範囲を調整しましょう。

Q8. 児童についての情報を共有するには？

A. 情報を交換する場を、できるだけ設定しましょう。

「1分間スピーチ」

教員間で児童の気になるところや支援の方向性について共通理解を図るために、職員朝礼の最後に当番の先生が自分の気になる児童について1分間にまとめて報告をします。

普段は何気なく見ている児童の姿も、スピーチをきっかけに改めて見直してみると、その行動の意味や気持ちに気づくことがあります。

また、お互いの指導に対する考え等を理解し合うことができます。



【ポイント】

校内委員会のメンバーや担当分掌ではなくても、すべての教職員が、報告するというのがポイントです。

小さなエピソードが大きな「気づき」につながることを期待できます。

コーディネーターが、これらの情報をまとめてみると貴重な資料になります。

【ステップ up!】

児童理解のための職員研修やケース会議という段階に発展させることができます。

Q9. 保護者との連携の工夫は？
他の保護者への説明は？



A1. 入学前から保護者と情報交換をしましょう。

学校生活がスムーズに行えるよう、保護者の願いを受けとめましょう。学校でできる支援と保護者にお願いしたいことを具体的に検討しておくことも大切です。

A2. 普段から意思疎通を図りましょう。

支援が必要な児童の保護者は、毎日不安な気持ちで子どもを学校に送り出しています。もめごとや何かがあったときだけ連絡するのではなく、普段からその日のできごと、がんばったこと、クラスの友達との関わりの様子などこまめに伝え、保護者が安心できるようにすることが大切です。

A3. 障害名（診断名）については十分に配慮しましょう。

障害のある児童への支援については、障害種別の判断も重要ですが、その児童が示す困難に、より重点をおいた対応を心がけることが必要です。

また、医師による診断がないされている場合でも、その障害の特徴や対応を固定的にとらえることがないよう注意するとともに、一人一人のニーズに応じた指導や支援を検討することが必要です。

A4. 学級経営の根本は信頼関係です。

懇談や家庭訪問を通じて、クラスの様子を十分に伝えておきましょう。まずは、学級経営の中で、しっかりと信頼関係を構築し、誤解のないようにしておきましょう。次に、理解啓発の研修も行いながら、他の保護者に理解を求めましょう。

【ポイント】

連絡帳は共感や励ましの気持ちを伝えることから始め、児童を中心に据えて、信頼関係を築いていくための重要なアイテムです。

Q10. 周囲の児童への理解を促すには？

A. すべての児童がクラスの中で理解され、受け入れられる学級づくりが大切です。

【実践例】 お楽しみタイム

- ① 日直がその日の遊びを決め、業間休みなどにクラス全員で遊ぶ。
- ② 帰りの会に、うまくいったこと、いかなかったこと、どうすればよかったかなどを話し合う。

【実践例】 友達への理解と共感（パニック状態に陥った児童に対して）

- ① 「今、Aさんはどうしてよいかわからないほど怒っているから少し静かにしておいてあげてね。落ち着いたらみんなでなぜ怒っていたのか聞いてあげようね。」と、まず周囲の児童の気持ちの安定を図る。
- ② クールダウンができた後、本人にそうなった理由を説明させ（担任が手伝う）、周囲の児童にその子の気持ちに共感させる時間をもつ。さらに、今後同様の場面が起きたときのそれぞれの対応策について具体的に考えさせる。



【ポイント】

大切なことは、児童が十分関わり合うことです。たくさん関わり、さまざまな課題を解決していく中で、互いを知り、相手への配慮や思いやりの気持ちが生まれてきます。

“障害名” やできないことを説明するのではなく、今がんばっていることをお互いに伝え合う仲間づくりが大切です。児童は担任の関わり方をよく見えています。

【ステップ up!】

Aくんの目標達成が、クラスの励みとなり、いつしかAくんの目標がみんなの目標でもある、という状態に！

Q 1 1. 児童理解のための研修とは？

A. 障害や発達についての知識理解（一般研修）と、具体的な手立てについての研修（事例研修）があります。どちらも計画的に行いましょう。さらに、児童の成長を確かめ合うために、授業研究をしましょう。

【実践例】

< 1 学期 > ・ 発達障害の理解を深める…………… **一般研修**
・ 第1次チェック…………… **実態把握**
 チェックリストの実施・傾向の記入
・ 長期・短期目標設定…………… **「個別の指導計画」**

< 夏休み > ・ 児童について共通理解のための研修…………… **事例研修**

< 2 学期 > ・ 第2次チェック
 「個別の指導計画」を発展させる。家庭での様子や他機関との連携についても書き加える…………… **「個別の教育支援計画」**
・ 児童の姿に注目した **授業研究**

< 3 学期 > ・ 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に修正を加え、次年度の担任に引き継ぐ。



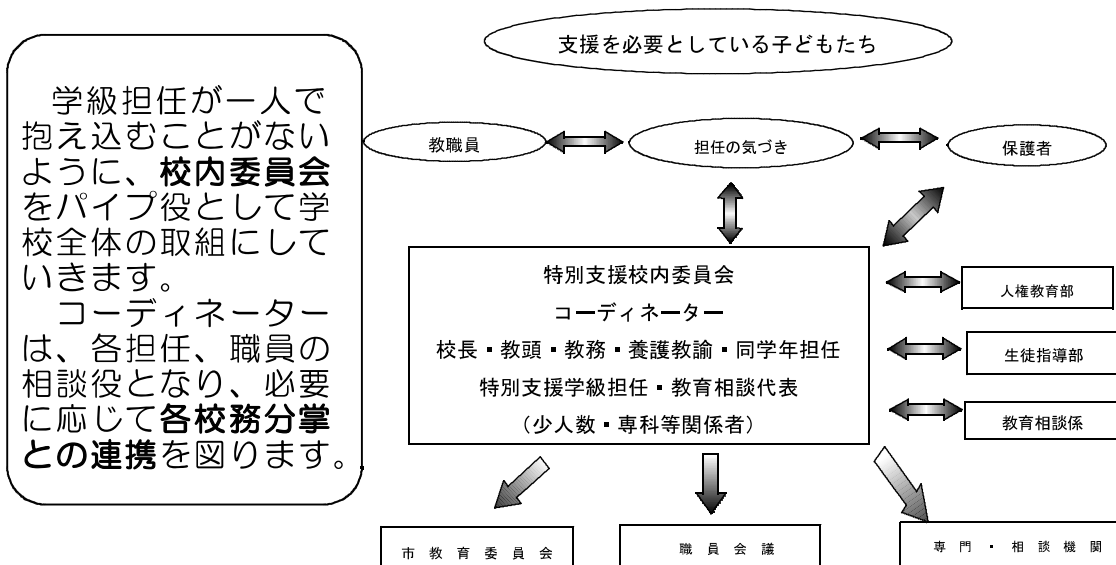
【ポイント】

コーディネーターの役割として、学校で必要なことは何か、教職員が必要としていることは何か、校内のほかの分掌の代表とも話し合っ、研修計画を立てましょう。

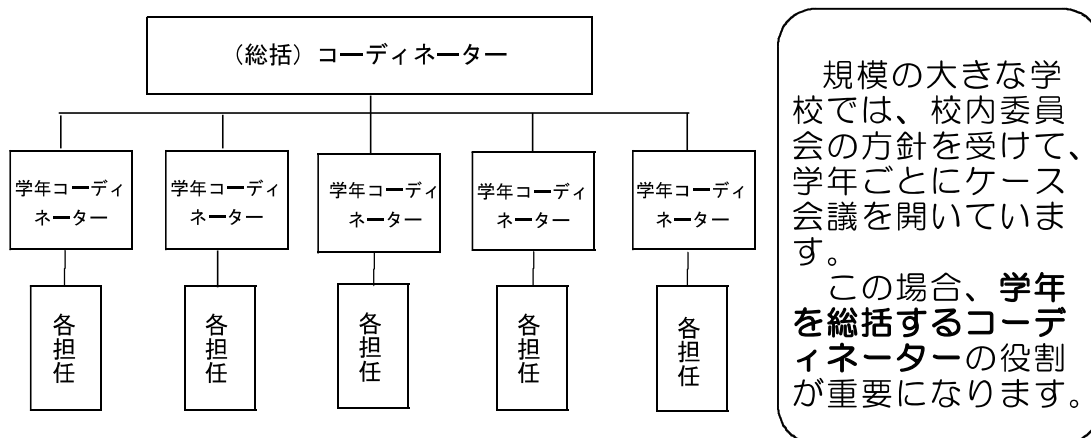
Q12. 校内支援体制はどう構築すればよいのですか？

A. 学校規模によって様々な体制づくりが考えられます。大切なことは、各分掌が「発達支援」という視点をもつことです。

【A小学校】



【B小学校】



【ポイント】

特別支援教育コーディネーターを複数制にして役割を分担したり、ケース会議と校内支援委員会を分けて、開催したりしている学校があります。

Q13. 連携がうまくいったケースにはどのようなものがありますか？

A. 以下のような例があります。

事例1	事例2	事例3	事例4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 読みにくい文字を書く ・ 漢字の習得が苦手 ・ 衝動的な発言が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室を飛び出す ・ 危険なところに登る ・ 気に入らないと乱暴になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視写、文字の習得困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の読み書きが苦手 ・ 発音が困難
↓	↓	↓	↓
<p>発達検査</p> <p>コーディネーターが校内で実施</p> <p>↓</p> <p>コーディネーターと担任で保護者へ相談結果報告</p> <p>↓</p> <p>保護者と連携のもと支援を継続</p>	<p>ケース会議</p> <p>行動の記録を取る</p> <p>↓</p> <p>市教育委員会・巡回アドバイザーの助言</p> <p>↓</p> <p>行動分析</p> <p>行動パターン</p> <p>落ち着いているときの状態を分析</p> <p>↓</p> <p>担任の行動分析をもとに手立てについて共通理解</p>	<p>校内委員会</p> <p>認知面でのつまずきがあるのか？</p> <p>↓</p> <p>教育研究所</p> <p>発達検査、アセスメントを依頼</p> <p>眼球運動の弱さ？</p> <p>↓</p> <p>休み時間や放課後を利用し、担任とコーディネーターで視機能トレーニング</p>	<p>校内委員会</p> <p>難聴傾向があるのか？</p> <p>↓</p> <p>ろう学校教育相談</p> <p>検査の結果難聴傾向はない。</p> <p>↓</p> <p>コーディネーターが校内で発達検査を実施。認知特性によるつまずきを調べる</p> <p>↓</p> <p>放課後、コーディネーターと担任で個別指導</p> <p>↓</p> <p>個別指導の成果を保護者に報告</p>
↓	↓	↓	↓
<p>保護者の理解を得て、本人のセルフエスティームが向上し、落ち着く。</p>	<p>衝動的な行動が減少し、徐々に落ち着きを見せる。</p>	<p>つまずきの原因がわかり、学習の見通しが立ったことにより、成績が向上する。</p>	<p>徐々に、平仮名、片仮名を習得する。発音にも改善が見られる。</p>



Q14. 地域の特色を活かした支援組織づくりには どのようなものがありますか？

A1. 適応指導教室を核とした例（市）

カウンセラーがそれぞれの機関や保護者との連携の核となり、早期教育から中学校卒業までサポートする。それにより、引き継ぎもスムーズに行われている。

個人の情報については市で作られたルールに従い、保護者の同意を得た上で交換や管理がなされている。



A2. 就学指導委員会を核とした例（市）

小中学校の支援には、特別支援教育担当の市教委指導主事による巡回相談と通級指導教室担当教員の相談指導が果たす役割が大きい。

A3. コーディネーター連絡会議を核とした例（町）

幼稚園・小・中学校のコーディネーター連絡会議を行っている。

各校園の取組についての情報交換やそれぞれの立場での意見交換を行い、協力・連携を深める。今後、この中に保育所も含める予定。必要な機関と連携し、機動力のあるネットワークを作っていく。



A4. 福祉事務所を核とした例（村）

福祉事務所が中心となり関係する機関が一堂に会し、それぞれの立場での発言を基に必要な支援とそのため体制を作っている。

「この地域に住む発達障害児とその親が安心して生活できること」を目的としている。

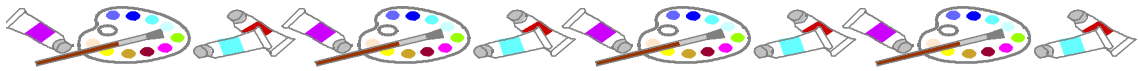
A5. 研究会組織を核とした例

特別支援教育研究会（特別支援学級担任者会）などで、情報交換や授業研究等を通して、スキルアップを図り、地域間の連携を考えている。



【ポイント】

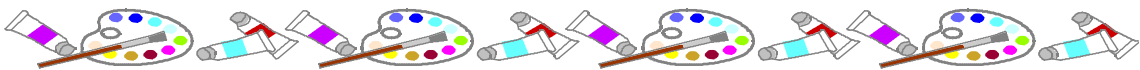
今ある組織を発展させることが大切です。「できることから始めよう」という姿勢で進めているところも多いようです。



参 考 資 料

文部科学省 「特別支援教育の推進について」(通知)

平成19年4月1日



各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭に必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機

関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネ

ネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

特別支援教育ガイド 2

新しい学びの創造 ～児童編～

平成19年10月発行

編集・発行 奈良県立教育研究所

〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1
TEL 0744-32-8201 FAX 0744-33-4980
URL <http://www.nara-c.ed.jp/>